

# 新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**保険税が減免**となります。

## 【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(\*)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税の一部を減額**

### ※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
  - (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
  - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- 注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険税の減免額**は、**減免対象保険料（税）額（A×B/C）**に **減免割合（D）**をかけた金額です。

### 減免対象の保険税額（A×B/C）

A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額  
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額  
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

### 合計所得金額に応じた減免割合（D）

300万円以下の場合：全部(10分の10)  
400万円以下の場合：10分の8  
550万円以下の場合：10分の6  
750万円以下の場合：10分の4  
1,000万円以下の場合：10分の2

## ○対象となる保険税

令和元年度及び令和2年度の保険税（令和2年2月1日～令和3年3月31日）納期限のもの

## ○財政支援措置

国民健康保険災害等臨時特例補助金、特別調整交付金により全額措置

## ○経 過

令和2年5月13日「新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例」制定

令和3年1月末現在 申請者数：45名  
減免額：8,128,600円

# 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の「傷病手当金」の支給について

新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなった場合の手当として、「傷病手当金」を支給します。

◆「傷病手当金」とは  
被保険者の生活を保障する制度で、被保険者が病気やケガのため十分な収入が得られない場合に支給される手当金

## 【対象者】

- ①国民健康保険に加入している被用者（給与の支払いを受けている方）
- ②新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより療養のため会社等を休み、給与収入が減少した方
- ③労務に服することができない期間が3日間連続しており、4日目以降も労務に服することができず、4日目以降の日が令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間にあること

## 【対象日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間

## 【支給額】

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を労務日数で除した金額×2/3×日数

## 【適用期間】

令和2年1月1日から令和3年3月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6カ月まで）

## 財政支援措置

国民健康保険、特別交付金（特別調整交付金）により全額措置

## 経 過

令和2年4月27日「大津町国民健康保険条例」の一部改正及び「規則」の制定

令和3年1月末現在 申請者数 0件